

Q4. 貴都道府県の多重債務者対策協議会の取組みに関し、独自に実施していることや今後必要と考えられる方策等について、ご意見をご自由にご記入下さい。

独自に実施していること

青森県	・青森県では多重債務者対策として、消費者信用生活協同組合と提携し、消費者救済資金の貸付をおこなっています。相談業務としては、必要な場合は法テラスの相談窓口等を紹介しております。
福島県	・改正貸金業法完全施行を機に平成23年度から、金融機関関係団体等を構成員として参画していただいている。また、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」と「日本クレジットカウンセリング協会」にもオブザーバーとして出席願ひ、活動状況やその結果等について情報提供していただいた。それぞれの構成機関や認識を共有することにより、意思の疎通が図られ、効果的な多重債務者対策の推進に寄与しているものと考えている。
茨城県	・公金徴収窓口や各種相談窓口を担当している県及び市町村職員を対象に、協議会構成員等が主催する説明会や研修会において、多重債務問題の現状や、多重債務者を発見した際の適切な誘導について説明している。
千葉県	・多重債務相談マニュアルの作成 街頭啓発キャンペーンの実施 県内市町村における無料相談会の実施
神奈川県	・平成24年度は生活再建部会を3回開催し、セーフティネット貸付について検討を行った。
新潟県	・多重債務支援機関一覧を6000部作成し、関係機関に配布した。
長野県	・長野県内4か所(長野、松本、飯田、上田)のパーソナル・サポートセンターとの連携体制の構築。
三重県	・「多重債務者相談連携システム」県、すべての市町、各市長社会福祉協議会、津財務事務所などの消費生活相談窓口へ多重債務相談に来訪した相談者が希望した場合は、専門家(弁護士・司法書士)へ引き継ぐシステムを構築しています。
兵庫県	・債務整理に加え、家計管理やこころの相談にも対応する合同無料相談会を、9月及び12月に県内各地で開催。
島根県	・多重債務支援に関する相談機関一覧表を作成し、会議構成員以外の窓口(市町村、市町村社協)へも配付した。
山口県	・市町において相談会を開催する際の専門家の派遣調整を行う。・市町が相談会の開催を希望した場合は、相談者の生活圈・通勤圏を考慮し、単独市町での開催とせず、極力、周辺市町との共同開催とするよう、広域連携のための調整を行う。
高知県	・多重債務者対策協議会の構成員(弁護士会、司法書士会)による学生、教員向け出前講座の実施・関係部局と連携し、心の健康相談をあわせて実施
長崎県	・消費生活センターが行うヤング講座(学生等対象)及び消費生活学習会(消費者対象)のうち多重債務に関するものについて、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター(対馬地域事務所)とタイアップして行う。

熊本県	<p>(1)[多重債務無料相談会の開催] ・9月～12月に県内4会場で多重債務者相談強化キャンペーン及び自殺予防週間にあわせて開催。専門家による法律相談、経営指導員による事業者向け相談、臨床心理士によるこころの健康相談。</p> <p>(2)[行政職員向け多重債務講義の実施] ・税務、福祉職員の研修会において協議会委員による多重債務講義を実施。→【フォローアップ】「行政職員が多重債務問題に対応するにあたっての支援について」の通知を送付。(送付内容)多重債務相談窓口一覧、多重債務対策協議会メンバーの活動内容の紹介等(法律専門家連絡先一覧)、各講座事業一覧</p> <p>(3)[多重債務相談窓口の周知・啓発用カードの作成、配布] ・各団体・機関の相談窓口を記載した名刺サイズのカードを作成。市町村、庁内関係課、金融機関、協議会委員、関係団体等へ配布。</p> <p>(4)[ヤミ金対策] ・「ヤミ金融被害者への御理解及び御配慮のお願いについて」の依頼文及びちらし「事業主の皆様へ」のちらしを県内の商工関係団体へ送付。</p>
鹿児島県	・ヤミ金融の電柱等に違法に掲示されたはり紙の撤去・多重債務相談先啓発グッズの街頭配布
沖縄県	①ヤミ金融チラシ(違法屋外広告物)の撤去作業及びヤミ金融利用防止のチラシ配布を実施 ②多重債務相談法律専門家名簿の作成、関係機関及び市町村へ配布 ③沖縄県多重債務相談窓口案内パンフレットの改訂 ④滋賀県野洲市の取組事例紹介(生水氏を多重債務対策協議会に招へい)
今後必要と考えられる方策	
福島県	・私ども消費生活センターを含め、相談者の多くは、自己破産寸前の者であり、結果として本協議会や多重債務対策担当機関サイドでやれることは極めて限定的になっているものとする。結局のところ、多重債務に陥る前にどれだけ多くの人を食い止められるかであり、そのためには啓発等を重点的に行っていくしかないであろう。
栃木県	・多重債務者発生を防止するための学校等の金融教育を今まで以上に力を入れて取り組む必要があると考えている。
山梨県	(今後必要と考えられる方策等) ・多重債務相談が減少傾向にあるなか、相談に訪れることのない「潜在的な需用」を、どのように掘り起こしていくかが課題。
静岡県	・多重債務に関する相談件数が年々減少していることから、類似する会議との集約化により、広い観点から、効率的に多重債務者対策に取り組む必要がある。

Q5. 貴都道府県管内の自治体職員向けに、独自に多重債務者相談に関する研修会を実施しましたか。研修会の対象者、実施状況について、ご自由にご記入ください。

青森県	対象者:市町村消費者行政担当課職員、相談員、社会福祉協議会職員、県関係課職員等
福島県	・市町村消費者行政担当者会議において、多重債務対策に関する資料を配布し、併せて説明(研修)を行っている。
栃木県	・対象者は市町の多重債務者相談窓口担当者、平成24年7月4日実施、出席者22人 ・内容は①多重債務者問題の現状について、②多重債務者の手引きについて、③多重債務者相談への対応について
群馬県	日時:平成24年8月20日午後1時30分～3時30分 講師:財務省関東財務局理財部金融監督第五課 研修の対象:消費者行政担当職員及び消費生活相談員
東京都	・自治体、関係機関等各種相談窓口職員を対象に多重債務者の発見、専門の相談機関への誘導を行うために必要な知識の付与を目的として研修を実施している。
神奈川県	・平成24年度多重債務者問題自治体職員等研修会 業務で多重債務者と接する機会の多い県内の自治体職員等を対象とする研修を委託実施 実施日:平成24年11月7日、11月16日 参加者:延べ65名
新潟県	・相談員研修会 日時:平成24年10月25日(木)午後1時～午後4時 場所:新潟ユニゾンプラザ 新潟県消費生活センター研修室 対象者:県及び市町村の相談員及び事務職員 内容:・心の健康やメンタルヘルス(多重債務相談)について・多重債務者問題解決方法・多重債務相談受理要領と相談者のフォローについて
富山県	・対象者:消費生活相談員、自治体関係部局職員、多重債務者対策協議会構成員 ・内容:弁護士による法律知識の講義、先進自治体の取り組みについて
石川県	平成24年4月20日 多重債務相談対応研修実施(対象 市町消費者行政担当職員、相談員)
岐阜県	・H24.2.28 市町村多重債務問題実務研修会(対象者)市町村職員、消費生活相談員等(参加者)97名 ・H24.8.8 消費生活相談員レベルアップ研修(多重債務)(対象者)消費生活相談員他(参加者)32名
静岡県	・平成23年11月28日開催「高度専門消費生活相談研修会」 テーマ:多重債務問題の相談受付から処理の方法まで 参加者:相談員39人(県3人、市町36人)
愛知県	・相談員を対象に弁護士、司法書士を講師に招き、基礎研修(83名参加)とスキルアップ研修【事例研究】(95名参加)を各2回、計4回実施した。

三重県	日時:平成24年7月5日(木) 対象:市町行政職員及び社会福祉協議会職員
滋賀県	対象者:市町および県の地方税税徴収担当職員・消費者行政担当職員および消費生活相談員 実施状況:地方税および消費者行政担当者合同研修会 11月12日(月)開催
京都府	対象者:市町村等多重債務対策担当職員、京都府多重債務対策会議・京都府多重債務問題関係機関対策協議会構成団体職員 実施日時:平成24年3月6日 内容:「多重債務者相談の手引き」を資料とした研修
大阪府	・日頃から府民と接する機会のある府職員及び市町村職員を対象に、債務整理・民法・社会福祉制度・アフターフォロー等について研修。4日間実施。 ・研修を実施する市町村(11市町)に対し、講師を派遣。
奈良県	・多重債務に関する相談対応にあたっている法テラス法律事務所所属の弁護士2名と事務局職員を講師として、行政機関(県・市町村)の窓口で多重債務相談を行う者等を対象に研修会を開催
山口県	・消費生活相談員、消費者行政担当職員に限らず、広く多重債務者に接する可能性のある者を対象としている。このため、生活保護、徴税担当職員など自治体職員のほか、地域包括支援センターやパーソナルサポートセンター職員、医療ソーシャルワーカーなどについても受講の働きかけをしている。平成24年度においては2回開催し、計98名が受講した。
香川県	市町消費生活相談窓口職員を対象にした研修会(1回/年)
愛媛県	(対象者)市町及び県における多重債務者相談窓口担当職員・相談員 ・開催日時 平成24年4月23日(月)10:30~15:15 ・開催場所 愛媛県男女共同参画センター ・研修内容 多重債務対策の取組みの概要について(消費生活相談・多重債務相談等研修会のうち1コマ) (対象者)市町及び県における消費生活相談窓口担当職員・相談員 ・開催日時 平成24年7月23日(月)10:30~16:00 ・開催場所 愛媛県男女共同参画センター ・研修内容 被害者の会による多重債務相談の実務、特定調停・個人版民事再生・民事法律扶助制度等について、多重債務相談事例研修
福岡県	・県内4地区(福岡、北九州、筑後、筑豊)での多重債務問題対策ネットワーク会議において、参加した市町村の担当者に対し、県が作成・配布した多重債務相談マニュアルの説明を行った。
長崎県	・平成24年7月30日に「借金問題に関するメンタルヘルス問題について」のテーマで市町消費者行政担当職員、相談員等を対象にした講座を開催。

<p>熊本県</p>	<p>(1)[市町村消費者行政担当者研修会] ・市町村の消費者行政担当職員及び消費生活相談窓口業務担当者を対象に、県消費生活センター相談員及び弁護士等による講義を実施。 (2)[徴収部門等行政職員多重債務問題対策研修会] ・県、市町村の徴収・督促事務を行う職員及び消費者行政担当職員を対象に、弁護士及び先進地自治体職員による講義を実施。</p>
<p>宮崎県</p>	<p>・市町村担当者研修会(H24.5.16) 対象者:県内市町村担当職員、消費生活相談員 内容:金融広報アドバイザーによる講演</p>
<p>鹿児島県</p>	<p>○市町村職員・消費生活相談員を対象とした研修会 ・日時:平成24年10月12日(金) ・研修内容:債務整理の方法について(弁護士による講演) 依存症について(専門家による講演)</p>
<p>沖縄県</p>	<p>対象者:参加を希望する市町村職員向け(職種、担当部署は問わない) 実施状況:2市1町で実施</p>

Q8. 多重債務者対策について、現状の問題点や今後についてご意見・ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください。

相談者等の状況等に関する意見

茨城県	・多重債務者に関する相談は年々減少傾向にあるが、生活費として借り入れたが失業などによる収入減や病気により支払いが困難になったなど、相談内容は深刻である。
島根県	・消費者センターの相談員が多重債務相談を担当している。相談者の債務状況及び事情を聴取し、4つの債権整理方法を説明した上で、法律専門家等の連絡先を教えている。相談者の生活再建へのフォローは担当機関を明確にして、法律専門家から直接引き継ぐことが必要だと考えられる。
岡山県	・相談件数が減少していることから、無料法律相談会等の開催頻度の見直し等について、検討が必要と考えている。

今後の取組みに関する意見

福島県	・消費生活センターとしては、多重債務に関する相談件数は激減しており、改正貸金業法完全施行等による効果が表出してきたものとする。今後は、多重債務に陥った事情にもよるが、セーフティーネットの充実、Q4にも述べたとおり、啓発等が更に重要になってくるのではないかと考える。
新潟県	・多重債務相談者は減少しているが、問題を抱えている人が実際に減少しているのか疑問である。相談者の掘り起こしが難しいと感じる。
山梨県	・「Q4」で回答したとおり、多重債務に係る「潜在的な需用」の掘り起こしが課題。
鳥取県	・センターへの相談件数は法整備や相談窓口の増加等により減少傾向にあるが、隠れた多重債務者をいかにして掘り起こしていくかというのが、今後の課題であると認識。
徳島県	・多重債務者の掘り起こし、問題の解決に繋がる啓発を、関係部局等との連携の中でどのように進めていくべきか苦慮している。
沖縄県	・多重債務者の相談件数が減少していく中、無料相談会の開催などこれまでの対策を進めていくことが難しくなっている。 ・今後の対応として、多重債務やヤミ金融利用防止、クレジットカード現金化利用防止などの啓発活動にシフトしていくと考えられる。
青森県	・現在までは相談もないのですが、今後相談があった時の対応として、町村職員は人事異動もあることから、相談業務に対応できる体制を全国的に考え、相談委員の育成と配置を考えて頂きたい。
愛知県	・相談者は減少傾向にあるため、「多重債務問題改善プログラム」自体を見直す時期にきていると思われる。
山口県	・市町における消費生活相談体制の充実に伴い、相談を中心とした多重債務者対策については市町が主導し、都道府県は広域調整役として市町間の調整等を行うという役割分担に移行しつつあると思われるので、国におかれては、このことを踏まえた対応をお願いしたい。

愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に重点を置く(債務整理後のフォロー)公的窓口の設置。 ・多重債務対策では、債務整理相談の他、税金相談、生活福祉資金貸付相談、生活保護相談や債務整理後の生活のフォローが必要になる場合があるが、消費者の利便性を考慮した場合、福祉関係窓口や税務窓口等と連携して行動が可能な市町において債務整理相談を行うことが、関係機関を紹介又は取次ぎしかできない県の相談窓口に比べ、適当と考えられる。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務に陥る前の金銭教育や家計管理支援等の施策の充実が不可欠であり、周知啓発等についても国の積極的な取組みを要望する。
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者相談窓口は既に充実しているが、各相談機関とも相談件数が減少している。また、相談内容も「多重債務」というより、借金による生活不安等が多く寄せられる。 ・改正貸金業法の完全施行により、貸し手がいなくなり、ヤミ金等の違法な貸付に頼らざるをえない状況に陥っている人に対する対策こそが求められている。 ・今後は、相談窓口に関する対策ではなく、厚生労働省を中心とした生活再生や貧困対策に重点をおいた施策が必要であると考え。